

議題（２）

移動制約者の状況と福祉有償運送の必要性について

【道路運送法（抜粋）】

◎第79条（登録）

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

◎第79条の6（有効期間更新の登録）

第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

上記「道路運送法第79条」に規定する登録及び「道路運送法第79条の6」に規定する有効期間更新の登録を受けるにあたり、公共の福祉を確保するために福祉有償運送の必要性があるか協議するため、印西市の移動制約者の状況、福祉車両の運行状況などの現状について報告します。

1. 印西市における移動制約者の状況について

福祉有償運送の対象者となる移動制約者は、要支援、要介護認定を受けている人、身体に障がいのある人で、介助なしでは移動できない人、車椅子を利用している人、移動に身体的苦痛を伴うなどの制約を受ける人、その他肢体不自由・内部障がい（人工透析を受けている場合を含む）・知的障がい・精神障がいなどにより単独での移動が困難で、介助なしでは公共交通機関の利用が困難な人となります。

【要介護（要支援）認定者数】

令和2年3月31日現在

| 区 分 | 認 定 者 数 | | |
|------|---------|---------|--------|
| | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 | 合計 |
| 要支援1 | 371人 | 6人 | 377人 |
| 要支援2 | 437人 | 13人 | 450人 |
| 要介護1 | 636人 | 22人 | 658人 |
| 要介護2 | 505人 | 18人 | 523人 |
| 要介護3 | 403人 | 8人 | 411人 |
| 要介護4 | 368人 | 6人 | 374人 |
| 要介護5 | 301人 | 10人 | 311人 |
| 合 計 | 3,021人 | 83人 | 3,104人 |

令和2年3月31日現在、要介護（要支援）認定者数は3,104人です。

【身体障害者手帳所持者数】

令和2年3月31日現在

| 障 害 名 | 所持者数 | 合 計 |
|----------------|--------|--------|
| 視 覚 障 害 | 117人 | 2,197人 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 163人 | |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 38人 | |
| 肢体不自由・運動機能 | 1,146人 | |
| 内 部 障 害 | 733人 | |

令和2年3月31日末現在、身体障害者手帳所持者数は2,197人です。

内訳として、移動制約者となる視覚障害、聴覚・平衡機能障害者数は280人、音声・言語・そしゃく機能障害者数は38人、肢体不自由・運動機能障害者数は1,146人、内部障害者数は733人です。

視覚・聴覚・平衡機能に障がいのある人は見守りや介助など、乗降時に安全への配慮が必要です。肢体不自由の障がいのある人には車椅子のままで利用が可能な、リフトやスロープなどの設備が整った福祉車両が必要です。

【療育手帳所持者数】

令和2年3月31日現在

| 判 定 | 所持者数 | 合 計 |
|----------|------|------|
| ㊤・A（重度） | 216人 | 600人 |
| B（中度・軽度） | 384人 | |

療育手帳所持者数は重度、その他を併せて600人です。

知的障害の程度によっては、交通法規や安全の確保などに関し、適正な判断をすることが難しい人もいるため、配慮が必要です。

また、いつもと違う人や場所など環境の変化でパニックを起こす人もいます。次の行動の見通しが立てられるように、パターン化された方法で乗降したり、互いに慣れた運転手、介助者のもとであれば、精神的に安定して利用することができる場合があります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】 令和2年3月31日現在

| 等 級 | 所持者数 | 合 計 |
|-----|------|------|
| 1 級 | 66人 | 608人 |
| 2 級 | 356人 | |
| 3 級 | 186人 | |

精神障害者保健福祉手帳所持者数は608人です。

精神に障がいのある人も環境の変化への順応や人とのやりとりが不得手な人が多いため、見守りや声かけなどの配慮が必要です。

2. 印西市における公共交通機関の状況について

印西市の公共交通機関は、JR成田線、北総線、成田スカイアクセス線、民間路線バス、市のふれあいバス、乗合タクシーがあります。

ちばレインボーバスでは、ワンステップバス16台、ノンステップバス43台、ツーステップバス2台、併せて61台を保有しています。市内4路線を運行していましたが、路線の新設や引き継ぎにより現在、合計10路線を運行しております。

また、鎌ヶ谷観光バスが運行する、生活バス「ちばにう」では、平成29年7月より、「牧の原循環ルート」、「北環状線ルート」が新たに開通し、従来の「千葉ニュータウン中央駅～新鎌ヶ谷駅直行ノンストップバス」と合わせ、3路線を運行しております。

印旛地区で運行している大成交量は、平成30年12月より、「宗像路線」の再編を行い、赤ルートで印西牧の原駅～印旛日本医大駅～岩戸地区～京成臼井駅間を、青ルートで日本医大～印西牧の原駅～師戸地区～京成臼井駅間を結んでいます。

同じく印旛地区で運行している、なの花交通バスは、小林駅から印旛日本医大駅を経由し、京成佐倉駅間を結ぶ「六合路線」を運行しています。

市では、コミュニティバス「ふれあいバス」を、平成15年7月から車椅子の搭載可能車両（オートリフト付き）を導入して運行しており、現在、6ルートをノンステップバス6台で1日56便運行しています。

また、交通不便地域の解消策として、旧本埜第二小学校周辺地域において、平成30年12月より、乗合タクシー「スワン号」の実証運行を行っています。

3. 福祉車両の運行状況

(1) 福祉カーの貸付

高齢者及び障がいのある人やその家族の方などを対象に、社会参加の促進を図るため、車椅子・ストレッチャー対応のリフト付きワゴン車を無料で貸し出しています。

保有台数は1台で、対象者は、市内に住所を有する心身に障がいのある人、高齢者、社会福祉団体、社会福祉施設、ボランティアなどです。

| 年 度 | 延べ利用件数 | 利用目的 |
|--------|--------|---------|
| 平成30年度 | 45件 | 主に通院、転院 |
| 令和元年度 | 59件 | |

(2) 外出支援サービス

市内に居住し住所を有する介助なしでは公共交通機関（電車・バス・タクシー）を利用することが困難な方に移送サービスを行っており、印西市社会福祉協議会に業務委託をしています。

| 年度 | 延べ利用者数 | 延べ移送回数 |
|--------|--------|--------|
| 平成30年度 | 190人 | 256回 |
| 令和元年度 | 196人 | 280回 |

(3) 福祉タクシー事業

市内に居住する要介護認定で1～5のいずれかに認定された高齢者や重度の心身に障がいのある人の外出支援のため、タクシーの乗車料金を一部助成することにより、社会参加の範囲を広め、福祉の増進を図ることを目的として実施しています。なお、平成30年度より要介護認定で1・2に認定された高齢者についても助成対象として拡充するほか、視覚障がいのある人に対して利用可能回数の拡充を図っております。

| 年 度 | 延 べ 利 用 回 数 | |
|--------|-------------|--------|
| | 高齢者 | 障がい者 |
| 平成30年度 | 2,672回 | 3,286回 |
| 令和元年度 | 2,628回 | 3,227回 |

4. 福祉有償運送の必要性について

印西市における令和2年3月31日現在の総人口は103,794人、そのうち65歳以上の高齢者は23,548人、高齢化率は22.7%、要介護（要支援）者数については、3,104人です。前年度と比較し、65歳以上の人口は941人、要介護（要支援）者は91人増加しています。

また、障がいのある人についても、身体障害手帳所持者数は2,197人、療育手帳所持者数は、600人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は608人で、前年度と比較し身体障害手帳所持者で29人、療育手帳所持者で37人、精神障害者保健福祉手帳所持者で74人増加しており、常時介護を要する者が行動する際に生じ得る危険を回避するため、移送サービスの需要は一層高まり、福祉サービスの充実が望まれていることから、この対策として社会福祉法人等が実施する移送サービスにより、支援することが必要であると考えております。